

新潟市告示第295号

新潟市老人福祉センターいこいの家得雲荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市老人福祉センターいこいの家得雲荘の使用料の徴収を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市西蒲区仁箇2730番地1 新潟市老人福祉センター いこいの家得雲荘	新潟市西蒲区巻甲5465番地4 株式会社関越サービス 代表取締役 小川明彦